

新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供 に関する協定

ヤフー株式会社（以下「甲」という。）及び厚生労働省（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、クラスター（患者間の関連が認められた集団）対策を迅速かつ効果的に実施することができるよう、クラスター対策に資する情報として甲の利用者の端末の位置情報、検索・購買履歴（以下「位置情報等」という。）を分析した統計情報の提供に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、乙がクラスター対策を迅速かつ効果的に実施し、クラスターの発生を封じ込めること等により、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する取組を進めることを目的として締結する。

（確認事項）

第2条 甲及び乙は、本協定締結に際し、以下の事項を相互に確認する。

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止が、安全で安心な国民生活に甚大な影響を与え得る我が国における目下の最大の脅威であり、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する取組の実施について緊急かつ非常の必要が生じていること。
- （2）甲による次条第1項に定める本件情報の提供は、国民に不安や疑念が生じることのないよう、乙が国民に対して積極的な情報発信等必要な施策を継続的に講じていくことを前提として実施するものであること。
- （3）本協定において取り扱う情報については、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計する統計化処理を講じることで特定の個人が識別されないようになっているもの（以下「統計情報」という。）を対象とすること。なお、乙は、一事業者たる甲がその顧客から取得した情報を元に作成した次条第1項に定める本件情報を政府に対して提供することであることを鑑み、甲の立場を十分に理解し尊重して各種施策等を実施するものであること。
- （4）甲及び乙が、事前協議を行った上で、本協定を締結した旨及びその内容を公表することができること。

（甲による統計情報の提供）

第3条 甲は、令和2年3月31日付の関係行政機関による統計データ等の提供要請を踏まえ、乙による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力するため、甲のサービス等の利用者（以下「本件利用者」という。）の位置情報等を分析して作成した統計情報のうち、クラスター対策に資するもの（以下「本件情報」という。）を、法令及び規制（外国の法令及び規制を含む。）の範囲内において、乙に提供する。

- 2 本件情報は、次条第1項に定める本件情報の利用目的に資すると甲が判断する情報とし、具体的な内容は甲が決定するものとする。
- 3 甲は、一般的にクラスター対策に資すると思われる情報の内容及び範囲について、乙の意見を求めることができる。
- 4 本件情報の提供は無償とする。

（本件情報の利用目的）

第4条 乙は、本件情報を以下の目的の範囲内で利用するものとする。

- （1）クラスターの早期発見とそれによる各種施策の実施
- （2）外出自粛要請等の社会的距離確保施策の実効性の向上

(3) クラスター対策に係る施策の実効性の検証及びその精度の向上

- 2 乙は、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、当該目的に係る取組を実施する国の担当部署及び地方公共団体の担当部署と本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを含む。）を共有することができる。ただし、乙は、政府内の担当部署以外の行政機関に本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを除く。）を共有する場合は、事前に甲の承諾を受けることとする。
- 3 乙は、甲による事前の承諾のもと、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、当該目的に係る取組の実施に必要な外部専門家に対して、本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを含む。）を共有することができる。

（本件情報の提供の条件）

- 第5条 甲及び乙は、本協定の締結が甲に本件情報の提供を義務付けるものではないことを確認する。本件情報の提供は、甲が任意に行い、またいつでも任意にこれを中止することができるものとする。
- 2 乙は、本件情報について、前条第1項に定める本件情報の利用目的のために透明性を確保して活用し、その成果を適切な時期に公表する。
 - 3 乙は、多岐にわたる情報を総合して新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する取組を実施するものとし、甲から提供を受けた本件情報のみを依拠して、同取組を実施しないものとする。
 - 4 乙は、本件情報の活用に当たっては、その活用による影響等を踏まえ適切に配慮するものとする。
 - 5 乙は、甲から提供を受けた本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを除く。）及びその複製物（電磁的記録を含む。）について、本件情報の受領から1年以内（以下「本件保有期間」という。）に廃棄又は削除する。なお、甲は、乙から本件保有期間の延長の申出がなされた場合であって、延長の必要性があると甲が認めたときは、本件保有期間を延長することがある。
 - 6 乙は、前条第2項及び第3項により乙以外の者に本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを除く。）を提供するに当たっては、前項に基づく廃棄又は削除と同様の対応を行うよう要請するものとする。

（本件情報の提供の中止の効果）

- 第6条 甲は、前条第1項の規定に基づき本件情報の提供を中止する場合は、3日前までに、乙に対し、本件情報の提供を中止する旨を事前に書面で通知する。
- 2 前条第1項の規定に基づき甲が本件情報の提供を中止した場合には、同条第5項の規定にかかわらず、乙は、遅滞なく、既に提供を受けた本件情報（本件情報を基礎に作成されたものを除く。）を、その複製物（電磁的記録を含む。）も含め全て廃棄又は削除しなければならない。

（誠実協議）

- 第7条 本協定の定めに関する疑義又は本協定に定めのない事項について、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。
令和2年4月13日

甲 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎 ㊟

乙 厚生労働大臣 加藤 勝信 ㊟